

日之影町農業委員会 第6回総会

開催日時 : 令和5年12月20日(水) 午後4時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 今村 浩二三 穂積 ミサ子
 工藤 昭一 山本 英二 矢通 広信 佐藤 陽子
 一水 秀樹 榊田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
 中川 今朝久 甲斐 秀人 大村 直登

欠席委員 : 押方 徹

議事日程 : ① 議案第24号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

② 議案第25号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

③ 議案第26号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 5番 工藤 昭一 委員、6番 山本 英二 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第24号朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	現地については、事務局と12月6日に確認しました。 譲渡人の〇〇さんは、〇〇にお住まいの43歳で、譲受人の〇〇さんの娘さんになります。 譲受人の〇〇さんは64歳、〇〇集落にお住まいで、水稻、いちごを作付けされています。 場所は、〇〇さんの自宅周辺および〇〇集落内に点在しています。 〇〇さんから〇〇さんへの相続が終わり、耕作されている〇〇さんに贈与することになったようです。 ご審議をお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
担当委員	今回申請の農地は全て〇〇さんの名義だった分になります。
委員	現地写真の一番上ですが、筆の形と現地の形が違うようですが。
担当委員	隣の山林を削って作っているの、現在はこの形になっています。
委員	柚子の栗も〇〇さんが管理しているのですか。
担当委員	はい。〇〇さんが管理しています。
委員	作付け作物は米ですか。
担当委員	米です。
委員	借りている農地の相手方は何人ぐらいですか。
事務局	10人です。
担当委員	〇〇さんもまだ元気で、娘さんも朝早くから〇〇にきて手伝っていますし、娘さんの旦那さんも仕事の休みの時は手伝っているようです。

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第24号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第25号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員

現地については、事務局と12月6日に確認しました。

譲渡人の〇〇さんは、〇〇にお住まいの56歳です。

譲受人の〇〇さんは、40歳、〇〇にお住まいです。2人はいところ同士になります。場所は、〇〇集落に入る手前の農地になります。

〇〇さんは〇〇で生活しており、今回申請の畑だけでなく山林等についても〇〇さんに贈与することになったようです。

共有持ち分移転になります。

ご審議をお願いします。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第25号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案第26号朗読・説明)

議長

以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と9月7日に確認しました。
譲渡人の〇〇さんは70歳、〇〇集落にお住まいです。
譲受人の〇〇さんは、22歳、〇〇集落にお住まいで、〇〇にお勤めです。
場所は、国道218号線の〇〇入り口すぐ横になります。
申請地は何年も耕作されておらず、今回〇〇さんが周辺土地と併せて購入し杉を植林することになったようです。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員 現地は段差がありますか。

担当委員 一番の谷底になります。
段差もあります。

委員 金額については、話合いで決めたのですか。

事務局 当事者同士の話合いになります。

委員 周りは山林ですか。

担当委員 山林、原野になります。

事務局 売買の筆は全部で7筆になります。

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第26号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。
第6回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした
ありがとうございました。